

令和6年度 早期退職に係る募集実施要項

令和6年5月9日

今般、組織の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(舞鶴市職員の退職手当に関する条例(昭和26年条例第46号)第8条の4第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

次の各号に該当する職員とする。(注1参照)

- (1) 退職手当に関する条例又は地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する舞鶴市職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年条例第47号)の適用を受ける者
- (2) 令和7年3月31日現在において年齢が50歳以上59歳以下の勤続期間20年以上の者

2 募集人数

5名程度

3 募集の期間

令和6年5月9日から令和6年6月21日まで

4 退職すべき期日

令和7年3月31日

5 応募の手続

- (1) 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記6の担当者宛てに書面により提出する。
- (2) 市長は、応募による退職が予定されている職員である旨の認定又はそれに該当しない旨の不認定の決定を行い、当該決定について職員に対し、それぞれ「認定通知書」又は「不認定通知書」により通知する。(注2、3参照)
- (3) 応募申請書を提出した職員が、応募申請を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」を「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」と同様の方法で提出する。

6 本件に関する担当者

総務部人事課 松本

電 話 0773-66-1066 (直通)、1342 (内線)

注1 次の各号のいずれかに該当する職員は、応募することができない。

- (1) 舞鶴市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者
- (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けている者又は令和6年6月21日までに受けた者

注2 応募者が次の各号のいずれかに該当する場合には、不認定となる。

- (1) 応募がこの募集実施要項に適合しない場合
- (2) 応募者が応募した後、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると市長が認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると市長が認める場合

注3 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定の効力を失う。

- (1) 舞鶴市職員の退職手当に関する条例第12条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 舞鶴市職員の退職手当に関する条例第19条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 上記4の退職すべき期日が到来するまでに退職し、又は当該期日に退職しなかったとき(前2号に掲げるときを除く。)
- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 応募者が応募を取り下げたとき。